

令和6年6月11日
14時00分現在

石川県能登地方を震源とする地震について（第102報）

1 厚生労働省における対応

- (1) 1/1 16:11 厚生労働省災害情報連絡室設置
1/1 17:30 厚生労働省災害対策本部設置
1/1 21:45 厚生労働省災害対策本部会議（第1回）
1/2 10:00 厚生労働省災害対策本部会議（第2回）
1/2 13:00 政府現地災害対策本部へ職員派遣
1/3 11:00 厚生労働省災害対策本部会議（第3回）
1/4 12:40 厚生労働省災害対策本部会議（第4回）
1/5 14:00 厚生労働省災害対策本部会議（第5回）
1/6 10:45 厚生労働省災害対策本部会議（第6回）
1/7 14:45 厚生労働省災害対策本部会議（第7回）
1/8 14:45 厚生労働省災害対策本部会議（第8回）
1/9 12:20 厚生労働省災害対策本部会議（第9回）
1/11 10:30 厚生労働省災害対策本部会議（第10回）
1/12 12:30 厚生労働省災害対策本部会議（第11回）
1/16 12:30 厚生労働省災害対策本部会議（第12回）
1/19 12:30 厚生労働省災害対策本部会議（第13回）
1/23 12:45 厚生労働省災害対策本部会議（第14回）
1/25 17:30 厚生労働省災害対策本部会議（第15回）

2 医療関係

- (1) 医療関係全般（6月11日12時00分時点）

1月1日 石川県 EMIS 警戒モードへ変更。

石川県 EMIS 災害モードへ変更。

石川県を除く46都道府県が警戒モードへ変更。

茨城県、高知県、香川県、埼玉県で警戒モードを解除。

1月2日 北海道、青森県、千葉県、栃木県、神奈川県、京都府、兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、岡山県、島根県、山口県、徳島県、福岡県、佐賀県、熊本県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県で警戒モードを解除。22都道府県が警戒モード継続。

- 1月3日 千葉県で警戒モードへ変更、奈良県で警戒モードを解除
22都道府県が警戒モード継続
- 1月4日 奈良県、栃木県で警戒モードへ変更
24都道府県が警戒モード継続
- 1月5日 秋田県で警戒モードへ変更、兵庫県、広島県、大分県で警戒モード解除
22都道府県が警戒モード継続
- 1月6日 石川県が災害モード継続、23都道府県が警戒モード継続
- 1月7日 北海道、鳥取県、島根県、岡山県で警戒モードへ変更
石川県が災害モード継続、25都道府県が警戒モード継続
- 1月8日 青森県、神奈川県、京都府、滋賀県、福岡県、佐賀県が警戒モードへ変更。愛媛県が警戒モードを解除。石川県が災害モード継続。30都道府県が警戒モード継続
- 1月9日 埼玉県が警戒モードへ変更。石川県が災害モード継続。31都道府県が警戒モード継続
- 1月10日 大阪府、和歌山県、兵庫県、愛媛県、広島県、山口県が警戒モードへ変更。石川県が災害モード継続。40都道府県が警戒モード継続
- 1月11日 高知県、鹿児島県、沖縄県が警戒モードへ変更。石川県が災害モード継続。43都道府県が警戒モード継続。
- 1月12日 熊本県、長崎県が警戒モードへ変更。石川県が災害モード継続。45都道府県が警戒モード継続。
- 1月13日 宮崎県、鹿児島県が警戒モードへ変更。石川県が災害モード継続。47都道府県が警戒モード継続。
- 2月27日時点で茨城県、群馬県、大阪府、和歌山県、岡山県、広島県、徳島県が警戒モードを解除。1県が災害モード、39都道府県が警戒モード継続。
- 2月28日時点で茨城県、群馬県、大阪府、岡山県、広島県、徳島県、宮崎県が警戒モードを解除。1県が災害モード、39都道府県が警戒モード継続。
- 2月29日時点で茨城県、群馬県、奈良県、兵庫県、大阪府、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、大分県、宮崎県が警戒モードを解除。1県が災害モード、37都道府県が警戒モード継続。
- 3月1日時点で茨城県、群馬県、奈良県、兵庫県、大阪府、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、大分県、宮崎県が警戒モードを解除。1県が災害モード、34都道府県が警戒モード継続。
- 3月5日時点で茨城県、群馬県、奈良県、兵庫県、大阪府、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、高知県、大分県、宮崎県が警戒モードを解除。1県が災害モード、33都道府県が警戒モード継続。
- 3月8日時点で茨城県、群馬県、滋賀県、奈良県、兵庫県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、高知県、大分県、宮崎県が警

戒モードを解除。1県が災害モード、31道府県が警戒モード継続。

3月12日時点で茨城県、千葉県、新潟県、群馬県、滋賀県、京都府、奈良県、兵庫県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、大分県、宮崎県、沖縄県が警戒モードを解除。1県が災害モード、25道府県が警戒モード継続。

3月19日時点で石川県が災害モードを解除。青森県、茨城県、埼玉県、千葉県、新潟県、群馬県、滋賀県、京都府、奈良県、兵庫県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、大分県、宮崎県、沖縄県が警戒モードを解除。24道府県が警戒モード継続。

3月26日時点で北海道、青森県、秋田県、茨城県、埼玉県、千葉県、新潟県、群馬県、滋賀県、京都府、奈良県、兵庫県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、愛媛県、香川県、高知県、長崎県、佐賀県、大分県、宮崎県、沖縄県が警戒モードを解除。20道府県が警戒モード継続。

4月2日時点で北海道、青森県、秋田県、山形県、岩手県、茨城県、埼玉県、千葉県、栃木県、神奈川県、新潟県、群馬県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、兵庫県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、香川県、高知県、長崎県、佐賀県、大分県、宮崎県、沖縄県が警戒モードを解除。13都県が警戒モード継続。

4月4日時点で北海道、青森県、秋田県、山形県、岩手県、茨城県、埼玉県、千葉県、栃木県、神奈川県、新潟県、群馬県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、兵庫県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、香川県、高知県、長崎県、佐賀県、大分県、宮崎県、沖縄県が警戒モードを解除。13都県が警戒モード継続。

4月9日時点で北海道、青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、栃木県、神奈川県、新潟県、群馬県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、兵庫県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、香川県、高知県、長崎県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県が警戒モードを解除。11都県が警戒モード継続。

4月12日時点で北海道、青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、栃木県、神奈川県、新潟県、群馬県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、兵庫県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、香川県、高知県、長崎

県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県が警戒モードを解除。
11都県が警戒モード継続。

4月16日時点で北海道、青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、栃木県、神奈川県、新潟県、群馬県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、兵庫県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、香川県、高知県、長崎県、佐賀県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県が警戒モードを解除。10都県が警戒モード継続。

5月8日時点で北海道、青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、栃木県、神奈川県、新潟県、群馬県、山梨県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、兵庫県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、佐賀県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県が警戒モードを解除。6都県が警戒モード継続。

5月14日時点で北海道、青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、栃木県、東京都、神奈川県、新潟県、群馬県、静岡県、山梨県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、兵庫県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、佐賀県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県が警戒モードを解除。4県が警戒モード継続。

5月21日時点で北海道、青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、栃木県、東京都、神奈川県、新潟県、群馬県、静岡県、山梨県、愛知県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、兵庫県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、佐賀県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県が警戒モードを解除。3県が警戒モード継続。

(2) 医療施設の被害状況（6月11日12時00分時点）

石川県の医療機関において断水はすべて復旧済み。

石川県の2医療機関において倒壊の危険のある建物があるが、危険のある建物内の患者は搬出済み。

福井県は現時点で被害報告無し。

新潟県、富山県はすべて復旧済み。

市町村名		被災	被災状況別内訳
------	--	----	---------

		施設 数	浸水 等		停電		断水		医療 用ガ ス使 用不 可		
			最大	現 在	最大	現 在	最大	現 在	最大	現 在	
石川県		19	0	0	0	3	0	16	0	7	0
	かなざわし 金沢市	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0
	かほく市	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	つばたまち 津幡町	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	はくさんし 白山市	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	ののいちし 野々市市	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	うちなだまち 内灘町	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0
	ななおし 七尾市	5	0	0	0	0	0	5	0	0	0
	しかまち 志賀町	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0
	ほうだつし みずちょう 宝達志水町	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	わじまし 輪島市	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	すずし 珠洲市	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0
	あなみずまち 穴水町	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0
	のとちょう 能登町	2	0	0	0	1	0	2	0	1	0
新潟県		2	0	0	0	0	0	2	0	0	0
	にいがたし 新潟市	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	みょうこうし 妙高市	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
富山県		5	0	0	0	0	0	5	0	0	0
	ひみし 氷見市	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0
	おやべし 小矢部市	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0

	たかおかし 高岡市		1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	合計		26	0	0	0	3	0	23	0	7	0

(3) DMAT 派遣状況（6月11日12時00分時点）

石川県において DMAT15隊がリモート等で活動中。（内訳：県庁本部で8隊、病院・避難所等で7隊が活動）

DMAT の市区町村別派遣数

県庁本部	8
病院・避難所等	7
七尾市	2
輪島市	1
珠洲市	2
能登町	2
派遣チーム数 合計	15

中部ブロックの DMAT に対して、待機要請

石川県：DMAT調整本部立ち上げ（1月1日）

福井県：DMAT調整本部立ち上げ（1月1日）

新潟県：DMAT調整本部立ち上げ（1月1日）

富山県：DMAT調整本部立ち上げ（1月1日）

(4) DPAT の活動状況（6月11日12時30分時点）

石川県 DPAT 調整本部解散に伴い、DPAT 活動終了（5/26 16時）

DPAT の市区町村別派遣数

県庁本部	0
病院・避難所等	0
(内訳)	
珠洲市	0
能登町	0
七尾市	0
輪島市	0
穴水町	0
派遣チーム数 合計	0

DPAT調整本部立ち上げ

1月2日 石川県
1月3日 福井県、静岡県、愛知県、岐阜県
1月4日 栃木県、三重県、群馬県、長野県、山梨県
1月5日 富山県
1月6日 宮城県、茨城県
1月7日 12都道県（秋田県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、
神奈川県、島根県、徳島県、愛媛県、福岡県、宮崎県、北海道）
1月8日 青森県、岩手県、京都府、佐賀県
1月9日 山形県、大阪府、沖縄県
1月11日 和歌山県、岡山県、山口県、熊本県
1月12日 香川県、鹿児島県
1月13日 広島県
1月15日 高知県

(5) 看護師の活動状況

- 公的医療機関から能登北部公立4病院への看護師派遣は3月30日の活動をもって終了した。(1月12日から延べ3,205名を派遣)

(6) その他の医療班の活動状況

- JMATの活動状況(6月4日12時00分時点)
5月31日をもってJMATの活動は終了した。
- 日赤救護班の活動状況(5月7日10時00分時点)
5月3日をもってすべての救護班体制を解除
- JRATの活動状況(5月16日12時00分時点)
4月30日をもって石川県内での活動を終了した。
- JDATの活動状況(5月14日12時00分時点)
4月27日をもってJDATの派遣は終了した。
- 医療コンテナの設置状況(6月4日12時00分時点)
石川県において、医療機関周辺や避難所等の救護活動のため34基を設置済

(内訳：輪島市9基、珠洲市6基、志賀町10基、金沢市9基)

※1月31日よりフラットパック型コンテナも医療コンテナに含むものとして計上。

運用終了	輪島市	4基（うちフラットパック型コンテナ4基）
	志賀町	6基（うちフラットパック型コンテナ6基）
	金沢市	9基（うちフラットパック型コンテナ4基）

珠洲市	6 基
志賀町	4 基
輪島市	5 基

※5月23日をもって石川県内全ての医療コンテナの撤収が完了

(7) 医薬品等の供給

- ・現地の医療機関等から石川県庁等への供給要請を受け、石川県薬業卸協同組合と連携して、同組合加盟の医薬品卸売業者から陸路で輸送を行っており、供給要請に応じて、陸路の状況にもよるが、基本的に翌日には現地の医療機関等にお届けできる体制を整備している。
- ・被災された方々に必要な検査を実施するため、業界団体に対して、被災地域への抗原定性検査キットの供給を特に優先するよう、1月9日に事務連絡を発出。
- ・医療用医薬品の安定供給を図るため、卸売業者や各メーカーに対し、被災地からの求めに対して優先的に対応するよう、1月18日に事務連絡を発出。

(8) 薬剤師の活動状況・避難所等への医薬品の供給

○薬剤師の派遣

- ・日本薬剤師会及び石川県薬剤師会等により、石川県の要請に基づき、1/7から薬剤師チームが派遣され、珠洲市、輪島市、穴水町及び能登町を中心に避難所を巡回し、避難者の薬相談、医師が処方した薬の調剤、避難所の衛生管理などの活動を行った。(派遣薬剤師数：3月31日時点で延べ2,829名) (4/12)
- ・日本病院薬剤師会により1/10から実施していた薬剤師派遣について、3/22に終了した。(3/26)

〈派遣実績〉

派遣地域	派遣期間及び実績
珠洲市、輪島市、能登町及び穴水町内の4病院	1/10～3/22：延べ238名
金沢市及び加賀市内の7病院 (薬剤部門の後方支援のため)	1/16～3/1：延べ89名

- ・避難者の休養施設として、七尾港に停泊している防衛省確保船舶(「はくおう」「なっちゃん world」)へ日本薬剤師会が1/22から薬剤師を派遣。避難者や応援職員等の健康相談対応、一般用医薬品等の提供等を行い、3/1に活動を終了した。(派遣薬剤師数：延べ77名) (3/29)

○モバイルファーマシー (MP)

- ・石川県より石川県薬剤師会にモバイルファーマシーの出動要請があり、日本薬剤師会を通じ、各地のモバイルファーマシーに協力を依頼。(1/5)
- ・これまで、岐阜薬科大学/岐阜県薬剤師会、三重県薬剤師会、宮城県薬剤師会、和歌山県薬剤師会、横浜薬科大学/横浜市薬剤師会/横浜市、広島県薬剤師会、

静岡県薬剤師会、大阪府薬剤師会、鳥取県薬剤師会、福岡県薬剤師会、山梨県薬剤師会、徳島県薬剤師会、八千代市薬剤師会のモバイルファーマシーが活動し、2月25日の活動をもって終了した。(派遣薬剤師数：延べ528名) (3/26)

〈活動状況〉

	珠洲市	輪島市		能登町	穴水町
1/7	岐阜				
1/8	↓				
1/9	↓	三重			
1/10	↓	↓		宮城	和歌山
1/11	↓	↓		↓ 横浜	↓
1/12	↓	↓		↓	↓
1/13	↓	↓	宮城	(輪島市へ) ↓	↓
1/14-17	広島	静岡	↓	↓	↓
1/18	↓	↓	大阪	↓	↓
1/19-22	↓	↓	↓	↓	鳥取
1/23-24	↓	↓	↓	↓	宮城
1/25	↓	↓	↓	↓	福岡
1/26-2/2	↓	山梨	↓	↓	↓
2/3	↓	↓	徳島	↓	活動終了日
2/4-5	↓	↓	↓	↓	
2/6	↓	三重	↓	活動終了日	
2/7-11	↓	↓	福岡		
2/12	↓	活動終了日	↓		
2/13-15	↓		↓		
2/16-17	↓		和歌山		
2/18	活動終了日		↓		
2/19-20			↓		
2/21-24			八千代		
2/25			活動終了日		

※宮城 MP：被災地到着後、活動期間外は石川県内で待機

※鳥取 MP：1/23～2/4まで石川県内で待機

※福岡 MP：2/4～2/6まで石川県内で待機

※広島 MP：2/19～2/28まで石川県内（珠洲市）で待機

※八千代 MP：2/26～2/28まで石川県内で待機

○一般用医薬品（OTC）等の供給

- ・日本薬剤師会と日本チェーンドラッグストア協会等の連携により、1/10から1/24までに92箇所の避難所等に、一般用医薬品等の配送を実施した。(3/8)

(9) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売販売業関係

県庁経由や業界団体を通じて被災の報告を受けている製造所があり、現在、製造設備の稼働への影響を確認中。

(10) 衛生用品等の支援状況

石川県より内閣府支援物資チームを通じて以下のとおり物資支援の要請があり、対応を行っている。

到着日	配送先	対象品目	依頼先
1月3日	石川県産業展示館	子供用オムツ2,000枚、大人用オムツ21,500枚、生理用品30,000枚	日本衛生材料工業連合会
1月5日	珠洲市県民体育館	子供用オムツ1,500枚、大人用オムツ25,000枚、生理用品20,000枚	日本衛生材料工業連合会
1月5日	柳田体育館	子供用オムツ1,500枚、大人用オムツ4,500枚、生理用品15,000枚	日本衛生材料工業連合会
1月5日	石川県産業展示館	子供用オムツ600枚、大人用オムツ1,500枚、生理用品10,000枚	日本衛生材料工業連合会
1月7日	石川県産業展示館	マスク50,000枚	日本衛生材料工業連合会
1月8日	石川県産業展示館	マスク50,000枚	日本衛生材料工業連合会
1月8日	石川県志賀町役場	生理用品3,000枚	日本衛生材料工業連合会
1月9日	輪島市文化会館	消毒液30本	明祥（株）
1月10日	志賀町役場	おりものシート3,000枚	日本衛生材料工業連合会
1月10日	穴水小学校体育館	のど飴（医薬部外品）500個	明祥（株）
1月12日	輪島市文化会館	医療用ゴム手袋126,000枚 医療用ガウン5,000枚	国備蓄品を日通（株）にて配送
1月13日	輪島市文化会館	医療用ゴム手袋124,000枚 医療用ガウン5,000枚	国備蓄品を日通（株）にて配送
1月13日	石川県産業展示館	医療用ガウン1,000枚	日本衛生材料工業連合会
1月13日	石川県産業展示館	おりものシート2,000枚、生理用ショーツ2,000枚、子供用オムツ500枚、大人用オムツ500枚	日本衛生材料工業連合会
1月16日	石川県産業展示館	嘔吐物処理セット440個	日本衛生材料工業連合会

1月16日	志賀町役場	救急セット30セット	明祥（株）
1月16日	石川県産業展示館	子供用オムツ3,000枚、大人用オムツ1,000枚	日本衛生材料工業連合会
1月18日	石川県産業展示館	大人用オムツ40,000枚	日本衛生材料工業連合会
1月18日	石川県産業展示館	おしりふき300,000枚	日本衛生材料工業連合会
1月20日	石川県産業展示館	子供用オムツ2,000枚、医療用ガウン15,000枚、おしりふき20,000枚	日本衛生材料工業連合会
1月21日	マリンタウン	N95マスク8,000枚	日本衛生材料工業連合会
1月21日	石川県産業展示館	N95マスク2,000枚	日本衛生材料工業連合会
1月23日	珠洲市県民体育館	おしりふき15,000枚、尿漏れパッド1,000枚	日本衛生材料工業連合会
1月23日	石川県産業展示館	生理用ナプキン10,000枚、タンポン1,000本、大人用オムツ1,000枚	日本衛生材料工業連合会
1月23日	穴水小学校体育館	リハビリ用パンツ300枚	日本衛生材料工業連合会
1月23日	石川県産業展示館	尿漏れパッド1,530枚	日本衛生材料工業連合会
1月23日	大型フェリーはくおう	綿棒5,000本	日本衛生材料工業連合会
1月25日	石川県産業展示館	弾性ストッキング500足	アルケア（株）
1月26日	石川県産業展示館	大人用オムツ5,000枚、尿漏れパッド4,000枚	日本衛生材料工業連合会
1月26日	石川県産業展示館	弾性ストッキング1,000足	東レ・メディカル（株）、カーディナルヘルス（株）
1月27日	石川県産業展示館	弾性ストッキング500足	テルモ（株）
1月30日	石川県産業展示館	尿とりパッド27,000枚	日本衛生材料工業連合会
1月30日	大型フェリーはくおう	車いす6台レンタル	日本福祉用具供給協会
1月30日	石川県産業展示館	体温計（非接触型）270本	テルモ（株）
1月31日	マリンタウン、輪島市門前健民体育館	プラスチックエプロン4,000枚	日本衛生材料工業連合会

2月1日	石川県産業展示館	大人用オムツ5,000枚、子供用オムツ2,000枚	日本衛生材料工業連合会
2月1日	石川県産業展示館	弾性ストッキング150足	メディ・ジャパン(株)
2月2日	石川県産業展示館	弾性ストッキング2,270足	東レ・メディカル(株)、カーディナルヘルス(株)、アルケア(株)
2月2日	石川県産業展示館	おりものシート5,000枚	日本衛生材料工業連合会
2月8日	石川県産業展示館	子供用オムツ1,000枚、タンポン1,000個、おしりふき200,000枚、生理用ナプキン3,000枚	日本衛生材料工業連合会
2月8日	石川県産業展示館	弾性ストッキング1,100足	テルモ(株)
2月9日	石川県産業展示館	大人用オムツ5,000枚	日本衛生材料工業連合会
2月9日	石川県産業展示館	弾性ストッキング480足	日本メディカルネクスト(株)
2月14日	石川県産業展示館	子供用オムツ1,000枚	日本衛生材料工業連合会
2月16日	石川県産業展示館	おりものシート10,000枚	日本衛生材料工業連合会
2月21日	石川県産業展示館	子供用オムツ1,000枚	日本衛生材料工業連合会
2月21日	石川県産業展示館	おりものシート10,000枚	日本衛生材料工業連合会
2月23日	石川県産業展示館	おしりふき200,000枚	日本衛生材料工業連合会
2月27日	石川県産業展示館	大人用オムツ14,000枚	日本衛生材料工業連合会
3月4日	石川県産業展示館	おしりふき200,000枚	日本衛生材料工業連合会
3月9日	石川県産業展示館	おしりふき100,000枚	日本衛生材料工業連合会

(11) (独) 福祉医療機構における対応

社会福祉施設及び医療施設等の災害復旧資金の融資及び既存融資の返済猶予に係る相談受付を開始 (1/4)

激甚災害の指定を受け、災害復旧資金について融資率の引き上げ等の更なる優遇措置を実施（1/12）

(12) 医療法等の取扱いについて

- ・被災者に対し医療を提供するため、仮設診療所を開設する場合には、事前の届出が不要であること等を示す通知を発出。（「令和6年能登半島地震の被災に伴う医療法等の取扱いについて」令和6年1月5日付け医政局総務課・地域医療計画課・医療経営支援課長通知）
- ・被災地で巡回診療をする場合には、一定の地点において継続して診療をしても差し支えないこと等を示す通知を発出。（「令和6年能登半島地震の被災に伴う医療法上の取扱いについて」（令和6年1月19日付け医政局総務課長通知））

(13) 医療関係職種等の養成所等について

- ・七尾看護専門学校において授業再開。看護課において東日本大震災と同様に転学に関する事務連絡を発出（「令和6年能登半島地震の発生に伴う各看護師等養成所の対応について」令和6年1月29日付け医政局看護課事務連絡）
- ・学生等の修学に不利益が生じないよう、授業期間が短縮されても必要な単位を取得している場合には国家試験受験資格を認めたり、養成所の教員・設備不足について弾力的な取扱いを認める事務連絡を発出（「令和6年能登半島地震の発生に伴う医療関係職種等の国家試験の受験資格並びに学校、養成所及び養成施設の運営等に係る取扱いについて」令和6年1月12日付け文部科学省初等中等教育局、高等教育部、厚生労働省医政局、健康・生活衛生局、社会・援護局、障害保健福祉部事務連絡）

(14) 令和6年能登半島地震における医師等の保健医療従事者の派遣及び薬局における調剤に係る費用の取扱いについて

各都道府県・保健所設置市・特別区に対し、令和6年能登半島地震における医師等の保健医療従事者の派遣に係る費用（人件費、旅費等、薬剤費等、ドクターヘリ運航費）及び薬局における調剤に係る費用の取扱いについて、災害救助費から支弁される旨を周知。（1/11）

(15) 令和6年能登半島地震の発生に伴う医療関係職種の国家試験の取扱いについて

- ・医療関係職種（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、言語聴覚士、薬剤師）の国家試験実施に際し、医科大学、歯科大学、学校、養成所、に対し、一定の配慮（出願期間の延長、受験地の変更、卒業関

係書類の提出期間の延長)がされる旨の事務連絡を発出。(「令和6年能登半島地震の発生に伴う医療関係職種の国家試験の取扱いについて」令和6年1月12日付け厚生労働省医政局事務連絡、「令和6年能登半島地震による災害の発生に伴う第109回薬剤師国家試験の取扱いについて」令和6年1月12日付け厚生労働省医薬局総務課事務連絡)(1/12)

- ・管理栄養士国家試験の実施に際し、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部(局)に対し、一定の配慮(受験地の変更、卒業関係書類の提出期間の延長)がされる旨の事務連絡を発出。(「令和6年能登半島地震の発生に伴う第38回管理栄養士国家試験の取扱いについて」令和6年1月15日付け厚生労働省健康・生活衛生局健康課事務連絡)(1/15)

(16) 令和6年能登半島地震に伴う診療録等の文書の保存に係る取扱いについて

各都道府県・地方厚生(支)局に対し、令和6年能登半島地震により、診療録等の文書が滅失した場合、関係法令に基づく保存義務違反には当たらない取扱いとすること等を周知(「令和6年能登半島地震に伴う診療録等の文書の保存に係る取扱いについて」令和6年1月18日付け厚生労働省医政局・医薬局・保険局事務連絡)。(1/18)

3 生活衛生・食品安全関係

※ 水道の被害状況については、令和6年4月1日より水道整備・管理行政が国土交通省等に移管されたため、国土交通省作成のとりまとめ報にて記載。

(参考 URL : https://www.mlit.go.jp/saigai/saigai_240101.html)

(1) 避難所における食中毒発生防止への対応

避難所における食中毒の発生防止及び発生時の情報共有について事務連絡をリーフレットと共に発出した(1/2)。

※「令和6年能登半島地震に伴い設置された避難所での食中毒対策について」(令和6年1月2日付け厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課事務連絡)

(2) 火葬場の被害状況

石川県で3火葬場(珠洲市、輪島市、能登町)が一部の炉のみ稼働可能。(使用不可であった珠洲市の火葬場について一部の炉が復旧。ほか、県内13火葬場のうち、10火葬場は通常どおり稼働可能。)(3/5)

(3) 関係団体への協力要請

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び全国浴場業生活衛生同業組合連合会に対して、令和6年1月2日付で、被災者等の宿泊支援等に関し、被災自治体から依頼があった場合には積極的に協力を行うことを文書で要請（1/2）。

（4）日本政策金融公庫への協力要請

日本政策金融公庫の融資に関して、中小企業・小規模事業者の資金繰りに重大な支障が生じないよう、当面の貸付業務についての配慮を要請（1/3、1/5）。

（5）令和6年能登半島地震の発生に伴う理容師及び美容師の国家試験の取扱い

理容師及び美容師の国家試験実施に際し、都道府県、（公財）理容師美容師試験研修センター及び（公社）日本理容美容教育センターに対し、一定の配慮（受験票の取扱い、受験地の変更、卒業関係書類の提出期間の延長）がされる旨の事務連絡を発出。（「令和6年能登半島地震の発生に伴う理容師及び美容師の国家試験の取扱いについて」令和6年1月15日付け厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課事務連絡）

（1/15）

4 社会福祉施設等関係

（1）高齢者関係施設の被害状況

石川県内において、29施設に停電（全施設復旧済）、148施設に断水あり（うち78施設は復旧済）、65施設に建物の被害（うち、1施設においては建物全焼）あり、DMATが関与した二次避難26施設（搬送予定を含む。21日18時時点）、その他避難17施設（うち7施設は帰園済）。（4/26）

新潟県内において65施設に建物被害あり。（3/8）

富山県内において1施設に停電（復旧済）、13施設に断水あり（全施設復旧済）、50施設に建物被害あり、2施設が他施設に避難。（全施設帰園済）（3/8）

上記被害があった施設において、人的被害なし。

引き続き情報収集に努める。

※第82報より、建物被害数については、各自治体に対して行った高齢者関係施設の災復旧に係る所要額調査に基づき更新。

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			浸水等		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
石川県	191	164	-	-	29	-	148	70
ななおし 七尾市	31	31	-	-	4	-	29	18
あなみずまち 穴水町	10	8	-	-	6	-	10	6

かなざわし 金沢市	24	24	-	-	1	-	1	1
のとちょう 能登町	12	12	-	-	6	-	12	10
わじまし 輪島市	18	18	-	-	8	-	16	16
すずし 珠洲市	8	8	-	-	3	-	7	7
しかまち 志賀町	16	14	-	-	-	-	16	11
なかのとまち 中能登町	9	8	-	-	-	-	9	-
はくいし 羽咋市	10	7	-	-	-	-	9	1
ほうだつし みずちょう 宝達志水町	7	-	-	-	-	-	7	-
かほく市	11	-	-	-	1	-	11	-
つばたまち 津幡町	15	15	-	-	-	-	15	-
うちなだまち 内灘町	5	4	-	-	-	-	5	-
こまつし 小松市	2	2	-	-	-	-	1	-
のみし 能美市	2	2	-	-	-	-	-	-
ののいちし 野々市市	1	1	-	-	-	-	-	-
はくさんし 白山市	3	3	-	-	-	-	-	-
かがし 加賀市	7	7	-	-	-	-	-	-
新潟県	63	63	-	-	-	-	-	-
じょうえつし 上越市	17	17	-	-	-	-	-	-
つばめし 燕市	2	2	-	-	-	-	-	-
にいがたし 新潟市	32	32	-	-	-	-	-	-
みょうこうし 妙高市	4	4	-	-	-	-	-	-
いといがわし 糸魚川市	2	2	-	-	-	-	-	-
ながおかし 長岡市	2	2	-	-	-	-	-	-
かしわざきし 柏崎市	1	1	-	-	-	-	-	-
しばたし 新発田市	1	1	-	-	-	-	-	-
さどし 佐渡市	1	1	-	-	-	-	-	-
みなみうおぬまし 南魚沼市	1	1	-	-	-	-	-	-
富山県	53	46	-	-	1	-	13	-
ひみし 氷見市	13	10	-	-	-	-	9	-
たかおかし 高岡市	15	11	-	-	1	-	3	-

うおづし 魚津市	1	1	-	-	-	-	-	-
いみずし 射水市	2	2	-	-	-	-	-	-
とやまし 富山市	9	9	-	-	-	-	-	-
おやべし 小矢部市	4	4	-	-	-	-	1	-
となみし 砺波市	1	1	-	-	-	-	-	-
あさひまち 朝日町	3	3	-	-	-	-	-	-
にゅうぜんまち 入善町	1	1	-	-	-	-	-	-
くろべし 黒部市	1	1	-	-	-	-	-	-
なめりかわし 滑川市	1	1	-	-	-	-	-	-
なんとし 南砺市	2	2						
合計	307	273	-	-	30	-	161	70

また、石川県金沢市よりも北の5市7町に所在する施設のうち、施設から災害時情報共有システムに被害の報告はないものの、石川県庁が1月3日時点で個別に連絡を取れていない102施設について、被害状況や物資の不足状況等を確認するため、関係団体とも協力の上、個別に連絡を行い、全ての施設の状況を確認済み。(1/6)

引き続き必要な支援の実施に取り組む。

(2) 障害者関係施設の被害状況

石川県内において、6施設に停電（うち5施設は復旧）、30施設に断水あり（うち27施設は復旧）。9施設が建物の被害あり、12施設が避難中。(3/8)

新潟県内において、2施設で利用者を他施設へ避難。(1/1) →避難解除(1/2)。1施設に建物被害あり。(1/9)

富山県内において、5施設に建物被害あり。(3/8)

上記施設において、人的被害なし。

引き続き情報収集に努める。

※第82報より、建物被害数については、各自治体に対して行った障害者関係施設の災害復旧に係る所要額調査に基づき更新。

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			浸水等		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
石川県	41	39	-	-	6	1	30	3
	ななおし 七尾市	10	10	-	-	-	10	2

わじまし 輪島市	6	6	-	-	3	1	4	0
はくいし 羽咋市	2	2	-	-	-	-	2	0
かほく市	1	1	-	-	-	-	1	0
つばたまち 津幡町	3	3	-	-	-	-	3	0
うちなだまち 内灘町	1	-	-	-	-	-	1	-
あなみずまち 穴水町	4	4	-	-	2	-	4	1
のとちょう 能登町	3	3	-	-	1	-	2	0
なかのとまち 中能登町	2	1	-	-	-	-	1	0
しかまち 志賀町	1	1	-	-	-	-	1	0
すずし 珠洲市	1	1	-	-	-	-	1	0
かなざわし 金沢市	5	5	-	-	-	-	-	-
かがし 加賀市	2	2	-	-	-	-	-	-
新潟県	3	1	-	-	-	-	-	-
ながおかし 長岡市	2	0	-	-	-	-	-	-
にいがたし 新潟市	1	1	-	-	-	-	-	-
富山県	4	4	-	-	-	-	-	-
とやまし 富山市	1	1	-	-	-	-	-	-
おやべし 小矢部市	1	1	-	-	-	-	-	-
ひみし 氷見市	1	1	-	-	-	-	-	-
うおづし 魚津市	1	1	-	-	-	-	-	-
合計	48	44	-	-	6	1	30	3

また、石川県金沢市よりも北の5市7町に所在する障害者支援施設、グループホーム等の入所・入居施設のうち、1月3日時点で連絡が取れていない40施設について、被害の状況や物資の状況等を確認するため、関係団体とも協力の上、個別に連絡を行い、全ての施設の状況を確認済み。(1/6)

引き続き必要な支援の実施に取り組む。

(3) その他施設の被害状況

石川県金沢市において救護施設1施設に一室の天井の崩落等の被害あり。(1/2)

→安全確認を行い、居室として利用可能な旨を確認。(1/4)

石川県七尾市において救護施設1施設に断水・ガス供給停止等の被害あり。→ガス

供給再開（1/2）。利用者を他施設へ避難（1/11,12,15,17,19,20,21,22,23,24,26）。

上記被害があった施設において、人的被害なし。

引き続き情報収集に努める。

市町村名	被災施設数	被災状況別内訳							
		浸水等		停電		断水			
		最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
石川県		2	1	-	-	-	-	1	1
かなざわし 金沢市		1	0	-	-	-	-	-	-
ななおし 七尾市		1	1	-	-	-	-	1	1
合計		2	1	-	-	-	-	1	1

(4) 災害派遣福祉チーム（DWAT）の活動

- ・石川県において DWAT2県合計3名が活動中（1.5次避難所）（6/10）。
- ・各都道府県に対し、石川県への DWAT 派遣についての協力を依頼（1/5）。
- ・被災地の状況の変化を踏まえ、各都道府県に対し、石川県への DWAT 派遣についての協力を改めて依頼（1/12）。
- ・災害福祉支援ネットワーク中央センター（全国社会福祉協議会）から職員1名を、群馬県から DWAT 先遣隊1名を石川県へ派遣。被災県外からの DWAT 受入に向けた調整活動を開始（1/6）。

(5) 社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣体制

- ・介護職員、生活支援員等合計で約4,400名が登録（職種や派遣可能時期等が様々であるため、同時に派遣可能な人数は限定される点留意）（4/2）。
- ・現在、被災地の社会福祉施設等・1.5次避難所で27名程度が活動中（これまでに、被災地の社会福祉施設等へ962名、1.5次避難所へ1,514名の介護職員等を派遣。さらに、今後100名以上を福祉施設・1.5次避難所へ派遣する）（6/11）。
- ・各都道府県・指定都市・中核市等に対し、社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣について準備を進めている旨を周知（1/7）。
- ・各都道府県に対し、管内市町村、福祉関係団体等の協力により被災地の社会福祉施設等への派遣が可能な介護職員等を登録するよう依頼するとともに、石川県に対し、介護職員等の派遣が必要な被災地の社会福祉施設等を登録するよう依頼（1/10、2/9、3/1、4/1、5/1、6/3）。
- ・日本介護支援専門員協会に対し、介護支援専門員の派遣について協力依頼。5名活動中（輪島市）（6/9）。

(6) 介護福祉士、社会福祉士及び精神保健福祉士養成施設等について

- ・学生等の修学に不利益が生じないよう、授業期間が短縮されても必要な単位を取得している場合には国家試験受験資格を認めたり、養成施設の教員・設備不足について弾力的な取扱いを認める事務連絡を発出（「令和6年能登半島地震の発生に伴う医療関係職種等の国家試験の受験資格並びに学校、養成所及び養成施設の運営等に係る取扱いについて」令和6年1月12日付け文部科学省初等中等教育局、高等教育局、厚生労働省医政局、健康・生活衛生局、社会・援護局、障害保健福祉部事務連絡）
(1/12)。

(7) 令和6年能登半島地震の発生に伴う第36回介護福祉士国家試験、第36回社会福祉士国家試験及び第26回精神保健福祉士国家試験の取扱いについて

- ・石川県会場として予定していた会場が災害対応施設となつたため、県内に別会場を設定。また、震度6弱以上となつた石川県志賀町、七尾市、輪島市、珠洲市、穴水町、中能登町、能登町の地域を現住所とする受験申込が、能登半島地震により受験ができない場合は、受験手数料を返還することとした（手続き等の詳細は、（公財）社会福祉振興・試験センターのホームページに掲載予定）(1/15)。
- ・上記の取扱いを含め、介護福祉士、社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験実施に際し、各都道府県の養成施設等所管課宛てに、一定の配慮（受験地の変更、卒業証明書等受験に当たり必要な書類について見込証明書として提出いただいている場合の提出期間の延長）がされる旨の事務連絡を発出（「令和6年能登半島地震の発生に伴う第36回介護福祉士国家試験、第36回社会福祉士国家試験及び第26回精神保健福祉士国家試験の取扱いについて」令和6年1月15日付け厚生労働省社会・援護局、社会・援護局障害保健福祉部事務連絡）(1/15)。
- ・災害対応施設となつた会場に代えて、石川県内に別途会場を確保の上、第36回介護福祉士国家試験（筆記試験）（2箇所・1/28）及び社会福祉士国家試験（1箇所・2/4）を実施。

(8) 令和6年能登半島地震の発生に伴う第7回公認心理師国家試験の取扱いについて

- ・公認心理師の国家試験実施に際し、公認心理師になるために必要な科目を開講している大学等宛てに、一定の配慮（受験票の相談、修了証明書等受験に当たり必要な書類について見込証明書として提出いただいている場合の提出期間の延長）がされる旨の事務連絡を発出（「令和6年能登半島地震の発生に伴う第7回公認心理師国家試験の取扱いについて」令和6年1月17日付け文部科学省高等教育局、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部事務連絡）(1/17)。

(9) その他

- ・各都道府県・指定都市・中核市に対し、社会福祉施設等において、高齢者、障害

者、子ども等の要配慮者の緊急的な受入、避難者への対応を依頼。また、法人間、関係団体との連携による応援職員の確保を依頼するとともに、関係団体に対しても協力を要請（1/4）。

・各都道府県・指定都市・中核市に対し、令和6年能登半島地震における福祉避難所に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用（人件費、旅費及び宿泊費）及び社会福祉施設等への派遣に係る旅費及び宿泊費の取扱いについて、災害救助費から支弁される旨を周知（1/4）。

・各都道府県・指定都市・中核市等に対し、児童福祉施設や保護施設等において、定員を超過して要援護者を受け入れて差し支えないこと、その場合においても所定の措置費を支弁することができること、被災し、費用負担が困難であると認められる場合に減免できること等を周知（1/4）。

・各都道府県・指定都市・中核市等に対し、令和6年能登半島地震の発生に伴い、保護施設を含む他施設からの職員の応援派遣によって派遣元の保護施設等において職員の一時的な不足がある場合の人員基準等について柔軟に取り扱って差し支えない旨を周知（1/9）。

・各都道府県・指定都市・中核市に対し、社会福祉施設等におけるノロウイルス感染症の予防について注意喚起を行うとともに、当該感染症の発生時には専門家による支援を受けることが可能な旨を周知（1/9）。

（10）（独）福祉医療機構における対応（再掲）

社会福祉施設及び医療施設等の災害復旧資金の融資及び既存融資の返済猶予に係る相談受付を開始（1/4）。

激甚災害の指定を受け、災害復旧資金について融資率の引き上げ等の更なる優遇措置を実施（1/12）。

5 保健・衛生関係

（1）人工呼吸器在宅療養難病患者

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（1/1）。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼（1/1）。

現時点での被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

（2）人工透析

各都道府県に対し、被害状況確認の連絡体制確保を要請した。また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した。日本透析医会災害時情報ネット

ワークメーリングリストにおいて、石川県の複数の透析施設にて透析不可の状態であるとの情報を確認。(1/1)

被災地の透析患者等の受入体制の確保等について都道府県に協力を依頼する事務連絡を発出した。(1/1)

また、石川県、富山県の被害状況等について確認し、以下の情報を得た。

(1/14)

【石川県】

1. 透析医療機関の総数:43医療機関
2. 1のうち、透析が出来ない医療機関の総数: 0医療機関（最大: 7 医療機関）
3. 2の機関に通院していた透析患者のうち透析困難な患者数:0人（最大:360人）
4. 透析を受けることが出来ない患者への対応:

通院が困難な患者については、1/4までの搬送により、搬送済み。1/5以降は受入先の医療機関で引き続き透析を実施中。

発災直後は入院での透析が多かったが、徐々に避難所等からの外来透析に移行。

→日本透析医会災害時情報ネットワークメーリングリストにおいて、石川県内全ての医療機関が透析が可能になったことを確認した。(4/8)

【富山県】

全施設が通常の透析医療を再開。

(3) 被災者の健康管理

- ・ 各都道府県・保健所設置市・特別区、DHEAT 事務局に対し、連絡体制の確保を依頼 (1/1)。
- ・ 各都道府県・保健所設置市・特別区に対し、被災地で保健師などが行う保健活動に活用するための資料をまとめた事務連絡を送付し、避難所生活を送る被災者の健康管理を行うに当たり、十分な対策を行うよう要請 (1/1)。

・ 保健所の被害状況

- ①石川県能登北部保健福祉センター（能登北部保健所）：正面玄関風除室が損傷。
断水中。停電し、非常用電源稼働中 (1/1)

→電力について、通常電源で復旧済み。(1/2)

・ 避難所等の保健活動状況

- ①石川県能登中部保健福祉センターについて、1月2日に県庁から保健師2名を派遣。管内の市町にも1月2日より順次保健師を派遣。

- ②石川県能登北部保健福祉センターについて、1月3日に県庁から職員を派遣し、状況確認。

- ・ 石川県内の避難所の衛生状況について速やかに確認するよう県庁担当課に依頼済み。(1/2)

- ・石川県より DHEAT 及び保健師等広域応援派遣について検討中との連絡があり、調整中。（1/2）

→石川県より DHEAT 及び保健師等広域応援派遣について正式に依頼があり、各都道府県等に対して、派遣調整について依頼。（1/3）

○DHEAT の派遣について

活動終了自治体	滋賀県、熊本県、茨城県、和歌山県、山梨県、沖縄県、川崎市、三重県、群馬県、愛媛県、徳島県、東京都、北海道、神奈川県、宮城県・仙台市、京都府、大阪府、福岡県、愛知県・名古屋市、静岡県、札幌市、鹿児島県、宮崎県、山形県、岐阜県、山口県、広島市、新潟県、富山県、栃木県、岡山市、横浜市、長崎県、福島県
---------	---

※順不同

※3/20以降は活動中のチームなし

○保健師等の派遣について

活動終了自治体	新潟県、奈良県、群馬県、和歌山県、岡山県、山形県、茨城県、香川県、山梨県、佐賀県、長野県、青森県、熊本県、宮城县、埼玉県、福岡県、北海道、福島県、岩手県、千葉県、三重県、静岡県、秋田県、栃木県、東京都、京都府、高知県、大分県、山口県、長崎県、鹿児島県、宮崎県、島根県、神奈川県、大阪府、愛媛県、福井県、広島県、愛知県、徳島県、滋賀県、兵庫県
(派遣場所)	県庁、珠洲市、七尾市、輪島市、金沢市、加賀市、能登町、穴水町、志賀町、小松市、白山市、能美市

※ 順不同

※ 5/31以降は活動中のチームなし

- ・このほか、石川県および県内市町村と派遣元との調整により、上記以外のチームが派遣されている。

○栄養・食生活の支援について

- ・都道府県・保健所設置市・特別区に、避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援に関する対応を依頼。（1/4）

※「令和6年能登半島地震による災害に係る避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援について」（令和6年1月4日付け健康・生活衛生局健康課事務連絡）

- ・日本栄養士会に対し、避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援と、その一環

として、要配慮者への食品等の提供に係る体制整備（特殊栄養食品ステーションの設置）について依頼。(1/4)

※「令和6年能登半島地震による災害に係る避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援について（協力依頼）」（令和6年1月4日付け健康・生活衛生局健康課事務連絡）

- ・日本栄養士会が、乳児用液体ミルク等を積んだ車両で七尾市入りし、県栄養士会と共同して特殊栄養食品ステーションを設置。DMAT活動拠点である能登総合病院に乳児用液体ミルクを持参するとともに、能登北部の避難所への搬入等をDMATに依頼し、DMAT了承。さらに、道路事情が改善された場合の能登北部への搬入等を見据え、車両を特殊栄養食品ステーションに引き渡し(1/3)。
- ・日本栄養士会が、今後、特殊栄養食品ステーションの追加設置も視野に企業と調整し、乳児用液体ミルク、離乳食、高齢者等向けのやわらか食等を確保。金沢市の県栄養士会に5日以降順次届くよう手配(1/4)。このほか、被災地での栄養・食生活支援の強化に向けて、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）3名を、同会所有の災害支援車両2台により派遣(1/5)。
- ・日本栄養士会は、企業から県栄養士会に配送された乳児用液体ミルク、離乳食、高齢者等向けのやわらか食等の食品を、七尾市内の特殊栄養食品ステーションに搬送。続けて、同市内の2避難所（七尾サンライフ、城山体育館）を巡回し、必要な食品を搬入。また、東海・北陸ブロックの県栄養士会に対し、JDA-DATの派遣を要請(1/6)。
- ・日本栄養士会は、企業から提供され、県栄養士会に届いた要配慮者向けの食品を、輪島市内の避難所（ふれあい健康センター）に搬入(1/7)。

(4) 感染症対策

- ・避難所における咳エチケットや手指衛生、換気の徹底といった感染予防対策を含め、災害に係る感染症予防対策について事務連絡とリーフレットを発出するとともに、国立感染症研究所の専門家を派遣可能であることを周知(1/1)。

※「令和6年能登半島地震にかかる感染症予防対策等について」（令和6年1月1日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）

- ・1/3より日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム(DICT)が活動中。被災地の避難所等での感染症対策の支援及び関係者との調整のため、1/5から感染症対策課の職員等を石川県に派遣。現地の状況を踏まえ、避難所等の感染症対策の体制を充実するため、感染症対策課からの人員を増強するとともに、国立国際医療研究センター(NCGM)に加え国立感染症研究所からも専門家の派遣を実施(1/10～)。石川県内の感染症専門家のネットワークが活動主体となって、県・保健所と連携して感染対応する体制が構築されたことから、厚生労働省とDICTは、これらの活動を遠隔で支援(2/20～)。

- ・国立感染症研究所が石川県における被害・感染症に関するリスクアセスメント表（1/5現在）を作成し、ホームページで公表。
- ・避難所や高齢者施設等でのノロウイルス感染症対策について、啓発資料やマニュアル等を含めた留意点及び発生時に日本環境感染学会の災害時感染制御支援チーム（DICT）や国立感染症研究所の専門家による支援を受けることが可能である旨を周知（1/8）。
- ・狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第40号）を公布・施行し、犬に狂犬病の予防注射を受けさせる期間に関する特例措置を講じた（3/12）。

(5) アレルギー対策

避難所等におけるアレルギー疾患を有する被災者への対応として、避難所でのアレルギー疾患に対する特段の配慮について事務連絡を発出（1/2）。

※ 「避難所等におけるアレルギー疾患を有する方への対応について」（令和6年1月2日付け健康・生活衛生局がん・疾病対策課事務連絡）

また、X 及び Facebook において、災害時のアレルギー疾患への対応について注意喚起を実施（1/3）。

(6) 公費負担医療の取扱い

○ 公費負担医療(原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等)について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨の事務連絡を都道府県及び関係団体宛て発出。（1/1）

※「【事務連絡】令和6年能登半島地震にかかる災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」（令和6年1月1日付け関係課連名事務連絡）

○ 特定被災区域内に居住地を有する者の公費負担医療に係る認定期限等を令和6年6月30日まで延長すること等の周知を、都道府県、地方厚生（支）局、関係団体等に要請（1/16）。

※「令和6年能登半島地震にかかる災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて（その2）」（令和6年1月16日付け関係課連名事務連絡）等

(7) ワクチン接種について

・新型コロナワクチン接種の委託料請求の取扱いについて、震災により新型コロナワクチン接種の委託料を期限までに請求することが困難な場合の取扱いについて、柔軟な対応が可能であることを周知（1/5）。

※「石川県能登地方を震源とする地震に伴う新型コロナワクチン接種の委託料請求の取扱いについて」（令和6年1月5日付健康・生活衛生局感染症対策部予防

接種課事務連絡)

- 定期の予防接種や新型コロナ予防接種の対象者であって、震災により居住地である市町村における定期接種や新型コロナ予防接種を受けることが困難な者に対して、居住地外市町村において接種を実施して差し支えないことなどを都道府県へ周知（1/10）

※「石川県能登地方を震源とする地震に伴う予防接種の取扱について」（令和6年1月10日付健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）

- 石川県に対して、1.5次避難所に避難している者に対するインフルエンザの予防接種を行うにあたって要した費用の範囲について周知（1/31）

※「令和6年能登半島地震に伴う災害におけるインフルエンザの予防接種に関する災害救助法における国庫負担の対象となる範囲について」（令和6年1月31日付感発0131第10号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知）

接種実績については、以下のとおり。

接種日	接種箇所	接種人数
令和6年2月1日	いしかわ総合スポーツセンター	6名
令和6年2月5日	いしかわ総合スポーツセンター	6名
令和6年2月6日	いしかわ総合スポーツセンター	2名
令和6年2月7日	石川県産業展示館	2名

(8) 災害時の口腔ケアについて

- 避難所での口腔ケアに関する啓発リーフレット等について、ホームページで周知（1/12）

(9) 被災者への心のケア

- 石川県が石川こころのケアセンターを1月22日から開設し、こころのケア専用ダイヤル（フリーダイヤル）による被災者への個別相談支援等を開始（1/19）。
- 石川県が作成したチラシを関係者に周知（1/24）。

6 薬局・薬剤師、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(1) 輸血用血液製剤

現時点では被害報告無し。引き続き情報収集に努める。（1/1）

(2) 薬局

各都道府県等に対し、注意喚起するとともに、薬局の被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（1/1）。

現時点の被害状況は以下のとおり。引き続き情報収集に努める。

市町村名	被害	被害状況別内訳	営業状況

件数		建物等 損壊	断水	停電	その他	営業不可数
新潟県	10	5	-	-	5	-
新潟市	10	5	-	-	5	-
石川県	35	33	5	0	1	3
金沢市	0	0	-	-	-	-
七尾市	15	15	1	0	-	2
小松市	0	0	-	-	-	-
輪島市	7	5	2	0	1	1
羽咋市	1	1	-	-	-	-
かほく市	0	-	0	-	-	-
志賀町	3	3	0	-	-	-
宝達志水町	1	1	-	-	-	-
中能登町	1	1	-	-	-	-
穴水町	2	2	0	-	-	-
能登町	5	5	2	0	0	0
富山県	3	3	-	-	0	-
氷見市	1	1	-	-	-	-
富山市	0	0	-	-	-	-
高岡市	0	-	-	-	0	-
射水市	1	1	-	-	-	-
南砺市	1	1	-	-	-	-
合計	48	41	5	0	6	3

○各都道府県等に対して、被災地における医薬品等の取扱について周知。

※「令和6年能登半島地震による災害に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて」(令和6年1月2日付け厚生労働省医薬局総務課、医療機器審査管理課、監視指導・麻薬対策課事務連絡)を送付(1/2)。

○被災した薬剤師について、健康サポート薬局の研修修了証に係る有効期間延長の取扱いを周知。

※令和6年能登半島地震による災害に伴う健康サポート薬局の研修の取扱いについて

(令和6年3月5日付け厚生労働省医薬局総務課事務連絡)を送付(3/8)

○石川県内の被災地(羽咋郡以北の地域)における処方箋の受付可能な薬局の情報等が、石川県健康福祉部薬事衛生課HPに掲載されている。

HP: <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/yakuji/r6jishin/yakkyoku.html> (1/5)。

○薬剤師の派遣については、2(8)薬剤師の活動状況(P.8)を参照

(3) 毒物劇物関係

各都道府県等に対し、注意喚起するとともに、毒物劇物に係る流出事故や被害状況を把握した場合には報告するよう依頼。(1/1)

現時点の被害状況は以下の通りである。

市町村名	報告日	概要	被害等
富山県			
高岡市	1月4日	工場内で漏洩した塩酸の処理水の一部が公共用水域(河川)に流出。 なお、報告日時点で河川への流出は止まっている。	魚類等への影響は確認されていない。また、人的被害も発生していない。

(4) その他

特定被災区域内の薬局の開設許可の有効期間等を令和6年6月30日まで延長すること等について、自治体・関係団体等に通知(1/16)。

※「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件等について(令和6年1月16日付け医薬発0116第5号)」

7 障害者支援関係

<事業者・自治体への対応関係>

(1) 被災した要援護障害者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応(被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所で災害による定員超過利用が認められることなど)について周知し、特段の配慮を要請。(1/1石川県、富山県、福井県、新潟県)

被災により受給者証を紛失等した場合に、受給者証を提示しなくても障害福祉サ

ービス等を受けることができる旨を各都道府県等に周知。(1/4)

(2) 特別児童扶養手当等に係る提出書類の省略等について

特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の被害を受けた被災者に係る所得制限の特例措置等について都道府県等に要請。(1/1)

(3) 指定就労継続支援 A型事業者の運営に関する基準の取扱い等について

被災した就労継続支援 A型・B型事業所について、生産活動収入の減少が見込まれるときには、自立支援給付を賃金等に充てても差し支えない旨を都道府県等に周知。(1/1)

(4) 障害児者の安否確認等について

市町村が在宅の障害児者についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を新潟県、富山県、石川県、福井県に周知。(1/1)

(5) できる限りの支援の提供を行った場合の障害福祉サービス等報酬の取扱いについて

主に通所系サービスについて、やむを得ない理由により、利用者の居宅等において安否確認や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合は、これまで通り報酬の対象とする旨を周知。(1/3石川県、1/12新潟県、富山県、福井県)

(6) 被災者に係る障害福祉サービスの利用料等の免除について

被災により利用料の支払いが困難な者について、障害福祉サービス事業所は利用料の支払いを猶予することができ、市長村は利用料を免除することができることを周知。石川県、富山県、福井県、新潟県に対し、管内市長村における利用料の免除の意向確認を依頼。(1/9)

(7) 障害福祉サービス等報酬の請求の取扱いについて

障害福祉サービス等報酬の請求について、概算請求を可能とすることを、各都道府県に周知(1/4)

障害福祉サービス等報酬の請求（令和6年1月サービス提供分）について、引き続き概算請求を可能とすること、及び利用者負担の徴収が猶予された者に係る請求手順等を、各都道府県に周知(2/2)

(8) 支給決定等の取扱いについて

被災した障害者等が他の市町村に避難した場合の支給決定の取扱い等を各都道府県等に周知。(1/4)

(9) 被災に係る介護給付費の取扱いについて

障害福祉サービスの利用者や事業所が被災した場合等における障害福祉サービス等報酬の加算等について、緊急的に柔軟な対応が可能であることを各都道府県等に周知。被災地に職員を派遣した派遣元の障害福祉サービス事業所において、人員配置基準の柔軟な取扱いを可能とすることを各都道府県等に周知。(1/4)

(10) 精神保健福祉法における入院手続について

被災地で新たに措置入院を行う際の手続や、医療保護入院を行う際に入院に同意する家族等を見つけるのが困難な場合における手續等について各都道府県等に Q & A を発出。(1/5)

措置入院時の県職員の立ち会いにつき交通網の事情等により現地における立ち会いが著しく困難である場合は、電話により県職員に確認を求めることが可能とすること等について各都道府県等に追加で Q & A を発出。(1/12)

- (11) 精神保健指定医の更新時研修を受けることができない場合の対応について
地震の影響により、更新時研修を受けることができない場合について、受講期間の延長ができる旨を各都道府県等に周知。(1/10)

- (12) 障害児者の皆様及び事業者の皆様向けリーフレットの送付について
地震による災害により被災された方々の障害福祉サービス等に係る利用料等の取扱いについて、説明のための資料（事業所・利用者向けリーフレット）を作成し、各都道府県等に周知。(1/19)

<要援護障害者等への対応関係>

- (1) 避難所等における障害児者への配慮事項等について
避難所等における障害特性に応じた配慮事項について周知し、特段の配慮を要請。(1/1石川県、富山県、福井県、新潟県)
- (2) 避難所等における視聴覚障害者への情報・コミュニケーション支援について
視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について、具体的な方法や配慮等の例を周知。(1/1)
- (3) 避難所等における発達障害児者への配慮事項等について
避難所等で生活する障害児者やその御家族に対する支援について、発達障害の特性に応じた配慮の例などをまとめたリーフレットを送付し、関係機関等への周知を依頼。 (1/4)
- (4) 被災されたストーマ保有者に対する支援について
○ストーマ用品セーフティネット連絡会による、被災されたストーマ保有者に対する約 1 カ月分のストーマ用品の無償提供等の支援について周知。(1/5石川県、富山県、福井県、新潟県)
○上記支援にかかる避難所等の被災者向けのチラシについて、保健師チーム等の協力を得て、避難所への配布等を行うこととした。(1/9石川県)
- (5) 視聴覚障害者等への情報・コミュニケーション支援について
避難所等における視聴覚障害者等への情報・コミュニケーション支援について、具体的な方法や配慮等の例の再周知、及び団体や企業による取組について周知。(1/5石川県、富山県、福井県、新潟県)

8 医療保険関係

- 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（1/1）。
※「令和6年能登半島地震にかかる災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」（令和6年1月1日付け保険局医療課事務連絡）を送付（1/1）。

- 被災地の医療機関・薬局等での保険診療について、仮設建物での継続、処方箋を持参できない場合の調剤、定数超過入院・人員配置基準や訪問看護の柔軟な対応等の特別な対応について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（1/2）。
※「令和6年能登半島地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」（令和6年1月2日付け保険局医療課事務連絡）を送付（1/2）。

- 被災地の医療機関・薬局等のレセプト請求（令和5年12月診療等分）について、提出期限を延長するとともに、レセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損等した場合には、通常の請求方法に代えて「概算請求」を行うことができる旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（1/4）。
※「令和6年能登半島地震にかかる災害による被災に関する診療報酬等の請求の取扱いについて」（令和6年1月4日付け保険局医療課事務連絡）を送付（1/4）。

- 保険診療による入院について、被災地での患者受入や被災地からの転院受入の際のやむを得ない場合の平均在院日数等の施設基準等の柔軟な対応について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（1/7）。
※「令和6年能登半島地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて（その2）」（令和6年1月7日付け保険局医療課事務連絡）を送付（1/7）。

- 被災者が医療機関・薬局等で受診等する際、対象者である旨を申告することで、窓口での支払いが猶予となる旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（1/11）。
※「令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて」（令和6年1月11日付け保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課事務連絡）を送付（1/11）。（以後、実施の意向の報告があった保険者の拡大に伴い、1月12日、15日、17日、22日、25日、2月2日、3月1日付けで医療機関等への周知を、関係団体、

都道府県、地方厚生（支）局に要請再周知。）

※2月29日17時時点で、医療機関等の窓口での一部負担金の免除等を実施している保険者は、国民健康保険では47市町村、11国民健康保険組合、後期高齢者医療では4広域連合、被用者保険では協会けんぽ、622健保組合。

- 被災者が医療機関・薬局等で受診等する際、対象者である旨を申告することで、窓口での支払いが猶予となる取扱いが延長となる旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（3/1）。

※「令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて（その8）」（令和6年3月1日付け保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課事務連絡）を送付（3/1）

※令和6年2月29日17時時点で、医療機関等の窓口での一部負担金の免除等を延長予定の保険者は、国民健康保険では47市町村、9国民健康保険組合、後期高齢者医療では4広域連合、被用者保険では協会けんぽ、365健保組合。

- 被災地における保険診療によるオンライン診療の実施の場合の要件や届出の取り扱いや、DPC 対象病院が提出するデータ提出加算、医療機関が提出する外来データ提出加算等各種データの提出期限の取扱いについて、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（1/12）。

※「令和6年能登半島地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて（その3）」（令和6年1月12日付け保険局医療課事務連絡）を送付（1/12）。

- 特定被災区域内の保険医療機関・保険薬局の指定の更新期限を令和6年6月30日まで延長すること等の周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（1/16）。

※「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和6年6月30日とする措置を指定する件」における保険医療機関又は保険薬局の取扱いについて（令和6年1月16日付け保険局医療課事務連絡）を送付（1/16）。

- 被災者が受ける、はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費について、医師の同意書の柔軟な対応等の取扱いの周知を関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（1/16）。

※「令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者が受けたはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る医師の同意書等の取扱いについて（令和6

年1月16日付け保険局医療課事務連絡)」を送付(1/16)。

- 災害救助法適用地域の医科に係る保険医療機関のレセプト請求（令和6年1月診療分）の特例的な概算請求について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（2/2）。
- ※「令和6年能登半島地震にかかる災害による被災に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（令和6年1月診療分）」（令和6年2月2日付け保険局医療課事務連絡）を送付（2/2）

- 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生（支）局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨を改めて周知。
- ※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（令和6年1月2日付け保険局保険課事務連絡）を送付（1/2）。

- 各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
- ※「「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」（令和6年1月1日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付（1/1）。
- ※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

- 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
- ※「令和6年能登半島地震に伴う災害による後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（令和6年1月1日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付（1/1）。

- 被災者がマイナンバーカードを保険医療機関等に持参できない場合においても、オンライン資格確認システムで薬剤情報等が提供可能となる緊急時機能のアクティブ化を実施（1/1）。関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（1/1）。石川県の19市町等の医療機関・薬局において期間延長等を実施（2/29）。また、3月8日以降は、医療機関・薬局からの申出により個別に適用する予定。
- ※「令和6年能登半島地震にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化の延長等について（その9）」（令和6年2月29日付け保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課事

務連絡) を送付 (2/29)。

- 被災地でのオンライン資格確認システムの活用についてプレスリリース（被災者がマイナンバーカードを保険医療機関等に持参できない場合も薬剤情報等を閲覧可能となる緊急時機能のアクティブ化、マイナンバーカードを持っている場合はスマートからマイナポータルにて薬剤情報等が閲覧可能であり避難所での医療活動での活用が考えられること）(1/2)

※プレスリリース「令和 6 年能登半島地震にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化及び避難所での情報閲覧について」を公表 (1/2)。

- 社会保険診療報酬支払基金に対して、拠出金等の納付猶予に関する制度の周知等を依頼 (1/5)。

※「令和 6 年能登半島地震に伴う災害による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護給付費・地域支援事業支援納付金の納付猶予にかかる取扱いについて」（令和 6 年 1 月 5 日付け厚生労働省保険局高齢者医療課、厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室、厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）を送付 (1/5)。

- 社会保険診療報酬支払基金に対して、被保険者等に係る診療報酬等明細書情報の第三者提供の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を踏まえ、口頭又は文書により提供しても差し支えない旨を記載した事務連絡を発出 (1/5)。

- 一部負担金免除等の実施の要請・意向確認依頼について、被災 4 県及び後期高齢者医療広域連合に対し連絡。

※「令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金・利用料免除等の実施について（要請・意向確認依頼）」（令和 6 年 1 月 9 日付け保険局国民健康保険課・高齢者医療課・老健局介護保険計画課事務連絡）を送付(1/9)。

- 一部負担金猶予等の実施の要請について、健保組合、全国健康保険協会に対し連絡。（健保組合は意向確認も実施）※【健保組合】「令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等について（要請・意向確認）」（令和 6 年 1 月 10 日付け保険局保険課事務連絡）を送付(1/10)。※【協会けんぽ】「令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等について（要請）」（令和 6 年 1 月 10 日付け保険局保険課事務連絡）を送付(1/10)。

- 国民健康保険及び後期高齢者医療における一部負担金の免除額について、市町

村及び後期高齢者医療広域連合に対して特別調整交付金による財政支援を行う予定である旨を記載した事務連絡を発出。

※「令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（保険者等向け）」

（令和6年1月11日付け保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）を送付（1/11）。

○ 保険者等による保険医療機関等の請求額の按分方法等について、都道府県等へ連絡。

※「令和6年能登半島地震による被災に関する診療報酬等の按分方法等について」
（令和6年1月15日付け保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）を送付（1/15）。

○ 特別調整交付金による財政支援の対象となる国民健康保険料（税）の減免の具体的な基準等について示す事務連絡を発出。

※「令和6年能登半島地震に伴う災害により被災した被保険者に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援について」（令和6年1月17日付け保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）を送付（1/17）。

○ 特別調整交付金による財政支援の対象となる後期高齢者医療保険料の減免の具体的な基準等について示す事務連絡を発出。

※「令和6年能登半島地震に伴う災害により被災した被保険者に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等について」（令和6年1月17日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付（1/17）。

○ 被災された方の既往歴等について、オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格情報機能」を活用することで医療機関等が把握できる旨、また、同システムが利用できない場合に、石川県の国保連合会から医療機関等に既往歴等の情報を提供する事業を実施する旨を記載した事務連絡を発出。

※「令和6年能登半島地震による災害の被災者に関する既往歴等の提供について」
（令和6年1月19日付け保険局国民健康保険課・高齢者医療課・医療介護連携政策課事務連絡）を送付（1/19）。

○ 一部負担金の取扱いに関するQ&Aについて、都道府県等に対し連絡。

※「令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いに関するQ&Aについて」（令和6年1月23日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）を送付（1/23）

- 一部負担金免除等の実施の延長の要請・意向確認依頼について、被災4県及び後期高齢者医療広域連合に対し連絡。
 - ※「令和6年能登半島地震による被災者に係る一部負担金・利用料免除等の実施について（要請・意向確認依頼）」（令和6年2月27日付け保険局国民健康保険課・高齢者医療課・老健局介護保険計画課事務連絡）を送付（2/27）。
-
- 一部負担金の取扱いに関するQ&Aの更新について、都道府県等に対し連絡。
 - ※「令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いに関するQ&Aの更新について」（令和6年3月25日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）を送付（3/25）

9 介護保険関係

(1) 被災した要介護高齢者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（1/1新潟県、富山県、石川県及び福井県）。

当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県・市町村にも連絡（1/1）。

また、各都道府県・市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出（1/1）。

※「令和6年能登半島地震にかかる災害により被災した要介護高齢者等への対応について」（令和6年1月1日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）及び「令和6年能登半島地震にかかる災害により被災した者に係る被保険者証の提示等について」を送付（1/1）。

(2) 被災した要介護高齢者等の安否確認等について

市町村が要介護高齢者等について、地域包括支援センターや介護支援専門員等への協力依頼等の方法により、安否確認を行うとともに、必要なサービス提供につなげる旨を周知（1/1新潟県、富山県、石川県及び福井県）。

※「令和6年能登半島地震にかかる災害により被災した要介護高齢者等への対応について」（令和6年1月1日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）を送付（1/1）。【再掲】

日本介護支援専門員協会に対し、要介護高齢者等の被害状況の把握について協力を依頼（1/1）

避難所等の要援護高齢者に対する福祉サービス等の確保のための取組や留意事項及び特例措置等について周知。

※「令和6年能登半島地震により被災した高齢の要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について」を送付（1/9）。

(3) 避難所等で生活する要介護高齢者への配慮事項等について

災害救助法が適用された自治体に対して、避難所等で生活する要介護高齢者に対する支援にあたって、必要なサービスが受けられるよう、居宅介護支援事業者等に協力を依頼するよう要請（1/1新潟県、富山県、石川県及び福井県）。

※「令和6年能登半島地震にかかる災害により被災した要介護高齢者等への対応について」（令和6年1月1日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）を送付（1/1）。【再掲】

(4) 被災に係る介護報酬等の取扱いについて

要介護高齢者等や介護サービス事業所が被災した場合における介護報酬等の取扱いについて、緊急的に柔軟な対応が可能であることを周知（1/2）。

※「令和6年能登半島地震による災害に係る介護報酬等の取扱いについて」を送付（1/2）。

被災地に介護職員を派遣した派遣元の介護サービス事業所などにおいても、人員配置基準等の柔軟な取扱いを可能とすることを周知（1/3）。

※「令和6年能登半島地震に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて」を送付（1/3）。

介護サービス事業所等が被災した場合における科学的介護情報システム（LIFE）への情報の提出についても、柔軟な取扱いを可能とすることを周知（1/4）。

※「令和6年能登半島地震による災害に係る科学的介護情報システム（LIFE）の取扱いについて」を送付（1/4）。

被災事業所がサービス提供記録等を滅失又は棄損した場合に、令和5年12月サービス提供分について概算による請求を行うことを可能とし、その他の通常の方法による請求を行う場合においても、請求明細書の提出期限について各審査支払機関で柔軟な取扱いを可能とする事務連絡を発出（1/4）。

※「令和6年能登半島地震による災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて」を送付（1/4）

要援護高齢者等の安否確認や適切な支援の実施、ケアマネジメントに係る運営基準及び介護報酬等に係る柔軟な取扱いが可能であること等について、事務連絡を発出。

※「令和6年能登半島地震に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて」を送付（1/5）

令和6年度能登半島地震により被災した介護保険施設等の入所者が、一時的に別の介護保険施設等に避難している場合について、避難先の施設における介護サービスに係る利用料等の取扱いを整理（1/12）。

※「令和6年能登半島地震により被災した施設の入所者の受入れに係る利用料等の取扱いについて」を発出（1/12）

福祉避難所として開設された介護保険施設等に高齢者等の避難者が避難した場合の介護保険施設等の使用料等の取扱いについて示す事務連絡を発出。

※「令和6年能登半島地震を受け、福祉避難所として開設された介護保険施設等の使用料等の取扱いについて」を送付（1/29）。

※ 石川県内災害救助法適用地域に対して、「令和6年能登半島地震を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合の評価について」を発出（2/9）

※ 新潟県・富山県内災害救助法適用地域に対して、「令和6年能登半島地震を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合の評価について」を発出（3/4）

(5) 避難所等における心身機能の低下の予防及び認知症高齢者等に対する適切な支援について

各都道府県に対して、避難生活に伴う心身の機能の低下の予防及び避難所における認知症高齢者やそのご家族に対する適切な支援についてまとめたマニュアル、リーフレット等を送付し、必要に応じて、避難所等への掲示・配布や関係各所への共有等を依頼（1/2）。

※「令和6年能登半島地震による避難所等における心身機能の低下の予防及び認知症高齢者等に対する適切な支援について」を送付（1/2）。

(6) 避難先市町村の地域密着型（介護予防）サービス等を利用する場合の手続について

避難を要する市町村の要介護者又は要支援者等が、やむを得ず別の市町村に避難し、当該市町村の地域密着型（介護予防）サービスを利用する場合、関係市町村間での手続について柔軟に取り扱って差し支えないこととする旨の事務連絡を発出（1/5）。

※「区域外指定にかかる手続の簡素化手法について、「令和6年能登半島地震に伴い避難先市町村の地域密着型（介護予防）サービス等を利用する場合の手続について（その2）」を送付（4/24）。

(7) 被災者に係る利用者負担の免除等の実施について

○ 介護保険における利用者負担の猶予・免除に関する取扱いを示すとともに、免除額については特別調整交付金による財政支援を行う旨を記載した事務連絡を発出。

※「令和6年能登半島地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（その5）」及び「令和6年能登半島地震で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて（その5）」を送付（3/1）

※ 3 / 1 発出の事務連絡により、免除等の対象期間を 4 月末から 9 月末まで延長。

- 保険者等（被災 4 県及び市町村）に対し、介護サービスを利用する際の留意事項をまとめた利用者向けのリーフレットを送付（3 / 1）。

※ 「介護サービスを利用される際に留意いただきたい事項について（その 2）（リーフレット）」を送付（3 / 1）

- 特別調整交付金による財政支援の対象となる介護保険料の減免の具体的な基準等について示す事務連絡を発出。

※ 「令和 6 年能登半島地震に伴う災害により被災した被保険者に係る介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援の基準等について」

（令和 6 年 1 月 17 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）を送付（1/17）。

- 介護サービスの利用料の取扱いに関する Q & A について、都道府県等に対し連絡。

※ 「令和 6 年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る介護サービスの利用料の取扱いに関する Q & A」の一部更新について（その 4）（令和 6 年 5 月 8 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課事務連絡）を送付（5 / 8）。

- 福祉避難所として開設された介護保険施設等の使用料等の取扱いに関する Q&A について、都道府県等に対し連絡。

※ 「令和 6 年能登半島地震を受け、福祉避難所として開設された介護保険施設等の使用料等の取扱いに関する Q&A について」の一部更新について（その 2）（令和 6 年 5 月 1 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡）を送付（5/1）。

(8) 被災高齢者の要介護認定事務の取扱い及び避難先における介護保険サービスの確保のための取扱いについて

各都道府県に対し、被災した市町村や避難者を受け入れた市町村における要介護認定の事務の取扱いや、避難先での介護保険サービスの確保のための取組について示した事務連絡を発出。

※ 「被災高齢者の要介護認定事務の取扱い及び避難先における介護保険サービスの確保のための取扱いについて」を送付（1/19）

(9) 介護支援専門員実務研修等の取扱いについて

石川県に対し、介護支援専門員実務研修等のスケジュールが延期・中止となること

で受講者に不利益が生じることのないように弾力的な取扱いについて事務連絡を発出。

※「令和6年能登半島地震に伴う介護支援専門員実務研修等の取扱いについて」を送付(1/29)。

(10) 課税情報等が確定しない場合の被災した被保険者に係る保険料の減免及び賦課並びに利用者負担の負担割合等の取扱いについて

「令和6年度能登半島地震に伴う災害により被災した被保険者に係る介護保険の第一号保険料、国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療の保険料の減免及び賦課並びに介護保険の利用者負担、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一部負担金の負担割合等の取り扱いについて」（令和6年5月1日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）を送付（5/1）

10 地方支分部局関係

(1) 都道府県労働局関係（管内の状況） 【5月30日（木）12:00時点】

- ・1月2日（火） 石川労働局災害対策本部を設置。
- ・1月4日（木） 新潟労働局、富山労働局、石川労働局、福井労働局において「特別労働相談窓口」を設置。
- ・1月4日（木） 石川労働局においてX（旧Twitter）の公式アカウントを開設。随時、閉庁情報や支援情報等を掲載。
- ・1月4日（木） 石川労働局長が石川県経営4団体及び連合石川に会員企業等の状況について確認。今のところ会員企業等からの相談はないとのこと。
- ・1月9日（火） 石川労働局管内の開庁している全ての署所に「特別労働相談窓口」を設置。
- ・1月9日（火） 石川労働局長が石川県経営4団体及び連合石川に会員企業等の状況や団体等への相談内容を聴取。解雇等についての相談があった場合に「特別労働相談窓口」の紹介を依頼。
- ・1月11日（木） 金沢新卒応援ハローワークに「学生等震災特別相談窓口」を設置。
- ・1月11日（木） 石川労働局に「雇用調整助成金特別相談窓口」を設置。
- ・1月15日（月） 新潟新卒応援ハローワーク、富山新卒応援ハローワーク等及び福井新卒応援ハローワーク等に「学生等震災特別相談窓口」を設置。
- ・1月17日（水） 石川労働局長が石川県経営4団体に会員企業等の状況について確認。雇用保険及び雇用調整助成金の特例に関するリーフレットの配布を依頼。
- ・1月22日（月） 石川労働局への都道府県労働局職員の応援派遣を開始。
- ・県内のファミリーマート全店舗においてレジ液晶を活用し、1/30～2/26の間、雇用保険及び雇用調整助成金の特例等に関する周知広報を実施。

- ・1月29日（月） 石川県と調整し、DMAT を通じて、雇用保険および雇用調整助成金の特例に関するリーフレットを社会福祉施設に配布することとした。
- ・1月29日（月） 石川県経営4団体に会員企業等の状況について確認。
- ・1月30日（火） 石川労働局長定例記者会見において、特別労働相談窓口など労働相談窓口一覧表と雇用保険及び雇用調整助成金の特例に関するリーフレットを配布し、報道各社に周知協力を要請。
- ・1月31日(水) 石川労働局長が連合石川を訪問し、特別労働相談窓口など労働相談窓口一覧表と雇用保険及び雇用調整助成金の特例に関するリーフレット等の配布を依頼。
- ・2月1日（木） 輪島市、珠洲市、穴水町、能登町の事業主・労働者を対象とした奥能登ハローワークコールセンターを石川労働局に開設。
- ・石川県と連携し、令和6年度能登半島地震に係る事業者支援施策説明会を2月9日及び2月14日に開催することを決定。
- ・2月5日（月） 石川県経営4団体に会員企業等の状況について確認。
- ・2月13日（火） 石川県経営4団体に会員企業等の状況について確認。
- ・2月20日（火） 石川県経営4団体に会員企業等の状況について確認。
- ・石川県と連携し、就職、雇用保険に関する避難所への出張相談を2月14日、2月15日、2月20日、2月26日に開催することを決定。
- ・2月27日（火） 石川県経営4団体に会員企業等の状況について確認。
- ・石川県と連携し、介護・福祉事業者向けの雇用維持支援説明会を3月6日に開催することを決定。
- ・3月5日（火） 石川県経営4団体に会員企業等の状況について確認。
- ・3月5日（火） 被災者を対象とする求人情報を石川労働局ＨＰに掲載。
- ・石川県と連携し、和倉温泉旅館事業者向けの雇用維持支援説明会を3月11日に開催することを決定。
- ・石川県と連携し、就職、雇用保険に関する避難所への出張相談を3月6日、3月7日、3月13日、3月14日、3月18日、3月19日、3月21日、3月26日、3月28日に開催することを決定。
- ・3月12日（火） 石川県経営4団体に会員企業等の状況について確認。
- ・3月19日（火） 石川県経営4団体に会員企業等の状況について確認。
- ・ハローワーク輪島、ハローワーク能登において、週に一度、社会保険労務士による雇用調整助成金相談会を3月25日（月）から開催することを決定。
- ・3月26日（火） 石川県経営4団体に会員企業等の状況について確認。
- ・4月2日（火） 石川県経営4団体に会員企業等の状況について確認。
- ・4月9日（火） 石川県経営4団体に会員企業等の状況について確認。
- ・4月16日（火） 石川県経営4団体に会員企業等の状況について確認。
- ・石川県、志賀町と連携し、震災復興応援企画として就職説明・面接会を5月15日

に開催することを決定。

- ・4月23日（火）石川県経営4団体に会員企業等の状況について確認。

○石川労働局

- ・職員全員の安全確認済み。
- ・石川労働局の署所（労働基準監督署4署、公共職業安定所6所、出張所・分室3施設、付属施設6施設 計19カ所）のうち、6月3日より以下の1カ所を除き通常どおり開庁。
- ・臨時閉庁

公共職業安定所付属施設…穴水町地域相談室

11 労働関係

（1）労働基準関係

- ・各都道府県労働局に事務連絡を発出し、被災地域における労働基準関係の業務運営について指示（1/2）。（事務連絡「自然災害時における労働基準関係行政の運営について（令和6年能登半島地震）」）
 - ①労災保険給付の請求について、事業主等の証明が受けられなくても請求書を受理する等の手続きの簡略化
 - ②労働保険料等の納付について、事業主等からの申請に基づく猶予措置等の実施
 - ③企業が倒産等し賃金未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対する未払賃金立替制度の申請手続きの簡略化
- ・（独）労働者健康安全機構において専用のダイヤルを設け、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルス・健康相談に対応（1/4～）
- ・労災年金担保債権管理回収業務における返済条件の緩和等について、実施機関の（独）福祉医療機構のホームページにより周知。（1/4）
- ・災害復旧工事における労働災害防止のため、土砂崩壊災害や墜落・転落災害の防止、がれき処理作業における安全確保等について、関係団体（建設業労働災害防止協会、建設労務安全研究会、（一社）全国建設業協会、（一社）日本建設業連合会、（一社）全国中小建設業協会）等に要請するとともに、関係4県の労働局に指示（1/4）。
- ・（公財）安全衛生技術試験協会が実施する労働安全衛生法に基づく免許試験等について、被災により受験が困難な受験者等に対して、受験日の変更または受験料の返還に係る対応を開始（1/5～）
- ・がれきの処理作業等における労働災害の防止を指導する際に配布する使い捨て防じんマスク（計4,200枚）等を石川、新潟、福井の各労働局に送付（1/11発送）。石川労働局に使い捨て防じんマスク（計5,000枚）等を追加送付（2/16発送）。
- ・被災した労災保険指定医療機関等において、診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損した場合にあっては、令和5年12月診療分の診療報酬を概算請求

求することを可能とし、その取扱いについて労災保険指定医療機関等へ周知するよう、各都道府県労働局に対して指示。

※「令和6年能登半島地震の被災に関する労災診療費等の請求の取扱いについて」（令和6年1月5日付け基補発0105第1号）を送付（1/5）。

- ・(独)労働者健康安全機構労災病院からDMATを現地に派遣（派遣実績：15チーム（派遣終了））。
- ・石川県及び富山県に所在地のある事業場の事業主等について、令和6年1月1日以降の労働保険料等に関する申告書の提出、納付、徴収に関する期限を延長（1/12）。
- ・被災者の支援や復旧工事に従事する方々に対する健康支援のため、石川県からの支援要請に基づき、産業医科大学災害産業保健センター等から医師3名、保健師1名を派遣、派遣終了は医師34名、保健師3名（3/29 12:00時点）。
- ・令和6年能登半島地震による災害が特定非常災害に指定されたことに伴い、権利利益に係る満了日の延長、法令上の義務の不履行に係る免責等に関する労働基準関係法令における取扱いについて「令和6年能登半島地震による災害に対する「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の適用について」（令和6年1月16日付け基発0116第1号）を発出。
- ・地震被害に係る事業活動・雇用への影響などについて情報収集を行い、解雇等のおそれがある事案を把握した場合は、解雇等に係るルールを周知するとともに、雇用調整助成金及び雇用保険の特別措置を周知し、地震被害を理由とする安易な解雇等を行わないよう丁寧に働きかけを実施。（1/19～）
- ・地震・復旧工事による労働災害発生状況（監督署に報告されたもの（5/20 12:00時点））

休業4日以上の労働災害20件※（地震そのものによる災害4件、復旧工事による災害16件）

※ダンプの荷台から降りる際にはしごを踏み外して転落し、手首を骨折したもの等

- ・建築物の解体・改修工事等を実施する際の石綿の労働者へのばく露防止対策及び大気への飛散防止対策の徹底について、環境省と連名で「石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の徹底について（通知）」を発出し、関係団体（建設業労働災害防止協会等）、関係4県等に要請するとともに、関係4県の労働局に指示。（1/23）
- ・石川・富山労働局及び建設業労働災害防止協会支部において、復旧工事における安全衛生パトロールを実施（合計156箇所（3/13時点））。
- ・災害救助法適用地域の労災保険指定医療機関における医科に係る労災診療費請求（令和6年1月診療分）について、当該医療機関の状況に鑑み通常の方法による請求を行うことが困難な場合には、特例的な概算請求をすることを可能とし、その取扱いについて労災保険指定医療機関へ周知するよう、都道府県労働局に対して指示。

※「令和6年能登半島地震の被災に関する労災診療費等の請求の取扱いについて（令和6年1月診療分）」（令和6年2月6日付け基補発0206第1号）を送付（2/6）。

（2）職業安定関係

- 災害救助法の適用地域について、災害の影響を受けて事業所が休業する場合に一時的な離職を余儀なくされた方に対して雇用保険の基本手当を支給できる特別措置を実施。
- 災害により基本手当の受給資格者が所定の認定日に安定所に来所できない場合、認定日変更の取扱いを行うとともに、受給資格者からの事後の認定日変更の申し出を認めるなどの認定日変更の取扱いの弾力的運用を実施。
- 令和6年能登半島地震による災害の激甚災害への指定（※）に伴い、災害を受けたため、事業を休止・廃止したことにより休業し、被保険者が就業できず賃金を受けられない場合に、「失業」とみなして雇用保険の基本手当を支給する措置を実施。（1/11）
(※) 令和6年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第4号）による。

○令和6年能登半島地震に係る雇用調整助成金の特例措置

被災地における雇用を維持・確保しようとする企業への支援として、1月1日以降に開始した休業、教育訓練又は出向について、以下のとおり、雇用調整助成金の要件緩和等を実施

- ① 通常事業活動縮小の確認を前年同期と直近3か月間との比較で行うところ、直近1ヶ月に短縮する
 - ② 雇用量が一定以上増加していないことを必要とする要件を撤廃する
 - ③ 助成率を引き上げる（中小企業は2／3から4／5へ、大企業は1／2から2／3に引上げ）
 - ④ 支給日数を延長する（100日／年から300日／年へ延長）
 - ⑤ クーリング期間を撤廃する 等
- ※①、②は1/11、③～⑤は1/23

- 石川県及び富山県に事業所のある事業主等について、令和6年1月1日以降の障害者雇用納付金等に関する申告書の提出、納付、徴収に関する期限を延長（1/12）。

（3）勤労者生活関係

① 勤労者退職金共済機構

- ・ 被災した共済契約者（事業場）の掛金についての納付期限の延長、支払手続の簡素化等の取扱いが可能な旨を機構ホームページにて周知（1／4）。
- ・ 被災した財形持家転貸融資返済中の方に対する返済猶予等の措置及び住宅等に被害を受け新たに財形持家転貸融資を受ける方に対する貸付金利引下げ措置を機構ホームページにて周知（1／4）。

② 労働金庫（ろうきん）

- ・ 通帳等のない場合の預金引き出し等及び特別融資の実施について、労働金庫のホームページにて周知（北陸労働金庫、新潟県労働金庫（1／4））。

（4）人材開発関係

①能力開発施設等

- ・ 石川県能登地域には県立の公共職業能力開発施設が2校（能登校、七尾校）あり、職員、受講生とともに人的被害はないものの、両校で断水しているほか、能登校では、体育館等建物の被害、七尾校でも、自動車整備科実習棟等建物や浄化槽等設備の被害が確認されている。七尾校の施設内訓練については土木建築科（短期課程）は1月15日に再開、生産設備保全科（普通課程）は1月22日に再開、自動車整備科（普通課程）は1月29日から再開、在職者訓練は再開未定。能登校の施設内訓練については建築科（短期課程）、OA科（短期課程）及び情報ビジネス科（短期課程）は1月22日に再開、造園科（短期課程）は1月25日に再開、在職者訓練は再開未定。
- ・ （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構関連の公共職業能力開発施設であるポリテクカレッジ石川（穴水町）、ポリテクカレッジ新潟（新発田市）、北陸職業能力開発大学校（富山県魚津市）については、学生寮があるものの、帰省等により学生がおらず、人的被害はない。なお、ポリテクカレッジ石川の施設状況については、実習棟の外壁崩落（室内むき出し）、工作機械の倒壊多数、内壁崩落多数等の被害が確認されているが、全訓練科について、2月5日にオンライン等により再開。施設での訓練再開には更に多くの時間を要することが見込まれることから、令和6年度の訓練は北陸職業能力開発大学校（富山県魚津市）で実施予定。
- ・ 被災により公的職業訓練を受けられない場合に、被災前にあらかじめ決められた訓練時間の8割を終了しているときは、訓練を修了したと取り扱われることがあること等について通知を発出。（1／12）

②外国人技能実習制度関係

- ・ 外国人技能実習機構の地方事務所である富山支所（担当区域は富山県、石川県、福井県）の職員は全員無事であり、建物についても物損等の連絡はなし。
- ・ 実習実施者の事業所が被災した技能実習生について、当該事業所における瓦

礫等の片付け作業等、技能実習を行うに当たっての環境を復旧する作業を行う場合、当面の間、資格外活動許可を受けることなく、当該作業に従事することができる旨の通知を発出。

※「令和6年能登半島地震で被災した技能実習事業所での復旧作業について」を送付（1／5）

- ・ 外国人技能実習機構において、特別相談窓口の設置（監理団体及び実習実施者については機構本部、富山支所及び長野支所、技能実習生については機構本部の母国語相談において対応）及び実習継続困難時の届出や実習先変更についての支援を行うことなどについての通知を発出。

※「令和6年能登半島地震による災害に伴う技能実習への対応について（依頼）」を送付（1／10）

- ・ 名古屋出入国在留管理局が令和6年1月18日及び26日に開催する「能登半島地震に伴う在留資格の臨時相談会」に外国人技能実習機構富山支所が参加。技能実習生等からの相談に対応。

- ・ 出入国在留管理庁において、令和6年6月30日までの間、能登半島地震に起因して、一定の期間、本来活動に従事することが困難であり、当該期間経過後、所属機関での活動を再開することが見込まれる、技能実習生を含む就労の在留資格を有する外国人に対し、資格外活動許可を付与する特例措置を開始。

※「令和6年能登半島地震で被災した外国人に係る資格外活動許可の取扱いについて」を送付（1／16）

12 年金関係

- 日本年金機構に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう指示するとともに、市町村に対しても周知（1／2）。

※平成16年12月10日に発出した「災害に伴う国民年金保険料の免除事務について（通知）」の再周知について、令和6年1月2日付け厚生労働省年金局事業管理課長通知を送付。

- 年金担保債権管理回収業務及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務における返済条件の緩和等について、実施機関の（独）福祉医療機構のホームページにより周知。（1／4）

- 被災した事業主・船舶保有者に係る厚生年金保険料等の納付の猶予等について、厚生労働省ホームページにより周知。（1／5）

- 被災者専用フリーダイヤルの設置及び上記の国民年金保険料の免除、厚生年金保険料等の納付の猶予等について日本年金機構ホームページにより周知。（1／9）

- 石川県・富山県に所在地を有する事業所について、厚生年金保険料等の納期限を当面延長。(1/12)
 - また、日本年金機構に対し、適切に対応するよう指示する通知を発出するとともに、地方厚生局にも併せて通知を発出。(1/12)

- 石川県・富山県に所在地を有する確定拠出年金の実施事業所の事業主等に係る事業主掛金等について、事業主掛金等の納期限を当面延長。(1/12)
 - また、地方厚生（支）局に対し、事業主への周知を指示する事務連絡を発出。(1/12)

- 石川県・富山県において厚生年金保険料等の納期限が延長されたことを受け、厚生年金基金及び国民年金基金についても、同様の取扱いとすることが望ましい旨、また、制度の弾力的な取扱いに努めるべき旨、地方厚生（支）局に対し、通知を発出し、厚生年金基金及び国民年金基金の指導を指示。(1/12)

- 災害救助法の適用地域に居住する年金受給権者等について、現況届、生計維持確認届及び障害状態確認届の提出期限を令和6年6月30日まで延長。(1/16)
 - また、日本年金機構に対し、適切に対応するよう指示する通知を発出するとともに、地方厚生局にも併せて通知を発出。(1/16)

- 存続厚生年金基金の現況届の提出期限についても、厚生年金保険の現況届の提出期限に併せて提出期限を令和6年6月30日まで延長。(1/16)

- 日本年金機構において、珠洲市への出張相談を実施。(3/22～、毎週金曜日に実施)

13 災害ボランティア関係

- 社会福祉協議会において災害ボランティアセンターが開設されている市町村は、2県8市5町であり、詳細は下表のとおり。

県名	市町村名	開設日	閉鎖日
新潟県	にいがたし 新潟市	1月3日	3月31日
富山県	たかおかし 高岡市	1月4日	—
	ひみし 氷見市	1月5日	—
	おやべし 小矢部市	1月3日	—
	いみずし 射水市	1月3日	1月31日

石川県	ななおし 七尾市	1月10日	—
	わじまし 輪島市	1月25日	—
	すずし 珠洲市	1月2日	—
	かがし 加賀市	1月4日	3月31日
	はくいし 羽咋市	1月12日	—
	かほく市	1月22日	—
	うちなだまち 内灘町	1月4日	—
	しかまち 志賀町	1月9日	—
	ほうだつしみずちょう 宝達志水町	1月9日	5月18日
	なかのとまち 中能登町	1月15日	—
	あなみずまち 穴水町	1月10日	—
	のとちょう 能登町	1月6日	—

※ニーズ調査中のためボランティアの募集を開始していない場合等がある。

※募集範囲を当該市町内や同一県内在住者等に限っている場合がある。

14 消費生活協同組合関係

- 共済事業を実施する消費生活協同組合及び同連合会に対し、被災した共済契約者について、掛金の払込期間の延長や共済金の請求手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を周知。(1/4)

15 生活福祉資金貸付関係

- 各都道府県に対して、当座の生活費を貸し付ける「緊急小口資金」について、被災世帯への対象拡大など貸付要件の緩和等を周知。(1/9)
- 各都道府県の生活福祉資金及び地域福祉の担当課に対して、社会福祉協議会職員の応援派遣についての協力を依頼(1/12)。
- 新潟県で、1/12（金）から県内全域を対象に受付開始。
- 福井県で、1/15（月）から県内全域を対象に受付開始。
- 富山県で、1/22（月）から県内全域を対象に受付開始。
- 石川県の1.5次避難所、各市町社会福祉協議会（一部を除く）で、1/22（月）から緊急小口資金の受付を開始。1/25（木）までに県内全域で受付を開始。2次避難所についても順次訪問により受付中。
- 各都道府県に対して、地震により住宅が損壊した世帯等を支援する「住宅補修費・災害援護費」について、償還期限の延長など特例措置を講ずる

旨を周知。（2/27）

16 地域福祉推進支援臨時特例交付金

- 石川県に対して、特に甚大な被害を受けた能登地域において住宅に被害を被った被災者世帯への支援等を可能とするよう、当該交付金にかかる実施要領を発出。（3/4）

以上